

○桶川市ごみ減量化対策推進協議会設置要綱

令和 5 年 9 月 1 日

告示第 1 7 0 号

(設置)

第 1 条 市民、団体、事業者及び市が一体となったごみの減量化、再資源化等を推進するため、桶川市ごみ減量化対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみの減量化の推進に関すること。
- (2) ごみの再資源化及び再利用の推進に関すること。
- (3) その他ごみの減量化等の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) ごみの減量化等について識見を有する者
- (4) 市議会議員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によ

り定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営に関し必要があると認めるときは、第3条に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、廃棄物主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。